

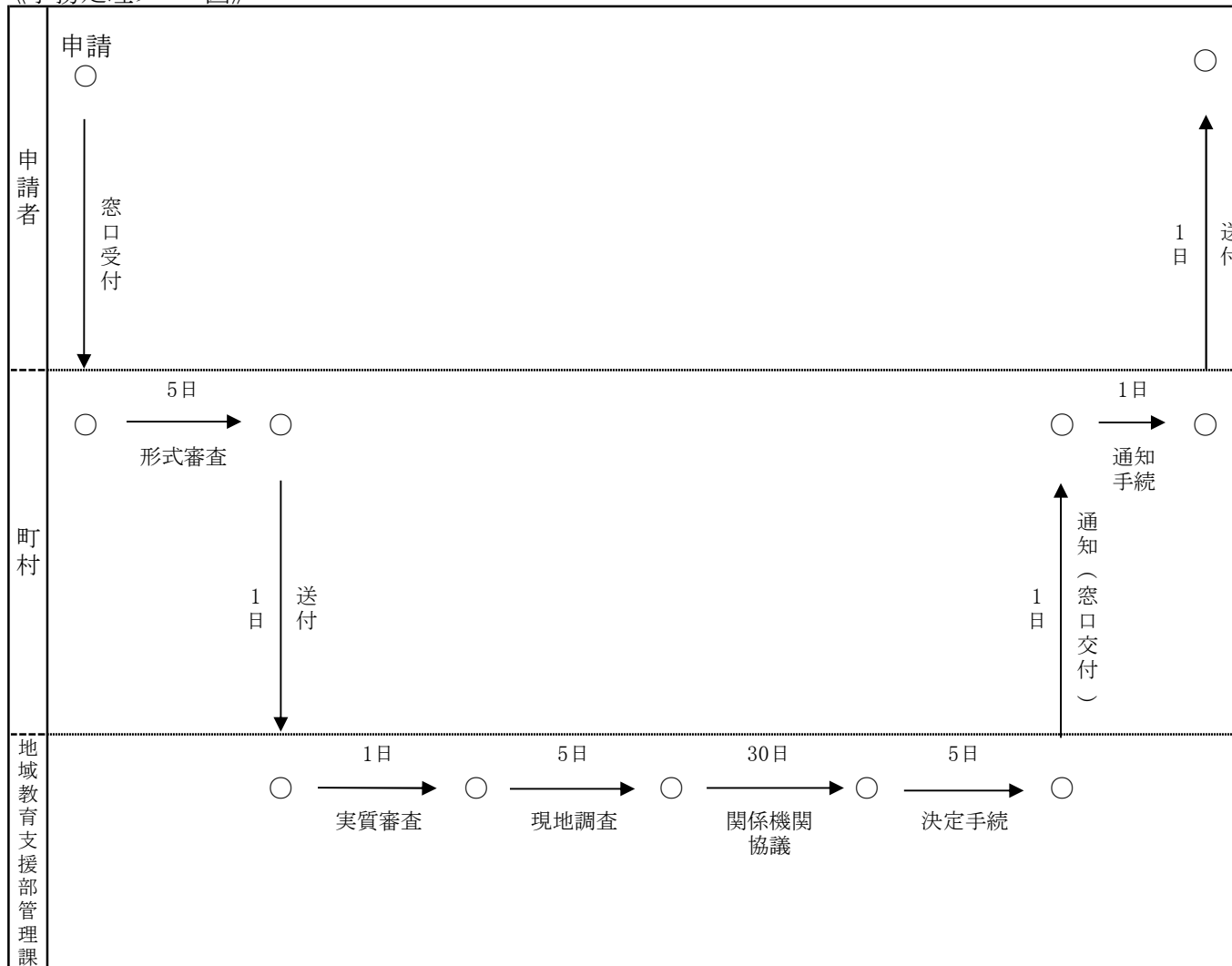
## 事務処理フロー図

事務名	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
根拠法令	文化財保護法第125条第1項、第184条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、第6条第2項第1号

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当 電話03-5320-6863

標準処理期間計	50日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を処理機関である地域教育支援部管理課へ送付します。
3	実質審査	申請書の内容について審査基準(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可所事務の処理基準)を満たしているかどうかを審査します。
4	現地調査	現状変更行為等について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
5	関係機関協議	現状変更行為等について教育庁地域教育支援部管理課と協議をします。
6	決定手続	許可の諾否について、管理課長が決定します。
7	通知	申請者に通知します。
8		
9		
10		